

2. 事業の概要と成果	
(1) 上位目標の達成度	アフガニスタン市民社会組織（以下、CSO）の能力を強化し、その能力が定着するという上位目標を設定した。申請時は個々のCSOの実務能力強化研修を15県で39回の研修を実施することとしていたが、最終的に19県で59回の研修を実施するなど、計画より多くの研修を実施した。また、本研修に参加したCSOのうち49団体が各種助成金に応募し、うち36団体が助成金を獲得した。 さらに、CSOネットワーク組織の事業管理・監督能力の向上を図るため、現地CSO4団体の事業管理・監督を日本側団体と連携して行い、将来的にCSOネットワーク組織が事務局機能を持ち、個々のCSOに対する事業助成を実施できるよう、その基盤づくりに寄与した。
(2) 事業内容	(ア) 個々のCSOの実務能力強化研修 現地提携団体ACBAR(Agency Coordinating Body for Afghan Relief)、ANCB(Afghan NGO Coordination Bureau)、South Western Afghanistan and Balochistan Association for Coordination(SWABAC)の3団体が、CSOに対する能力向上研修を19県において全59回(ACBAR14回、ANCB33回、SWABAC12回)行い、現地CSO職員、地元住民、地元政府職員ら合計1,577人(内、女性742人)が参加した。 ACBARは、11県(ナンガハール県、バーミヤン県、カブール県、クンドゥズ県、ゴール県、バダクシャン県、ガズニ県、バルフ県、ローガル県、ヘラート県、ニムルズ県、)で全14回の研修を実施し、現地CSO職員、地元政府職員ら459人(内、女性114人)が参加した。各研修期間は平均5日間で、研修内容は、プロジェクト・サイクル・マネージメント(PCM: ニーズ調査、プロポーザル作成、モニタリング評価、事業運営、財務管理)、NGO法であった。研修後は、評価フォームを通して評価活動を実施した。また本事業で実施した研修の効果等を図るため、評価担当スタッフにより、研修参加者へのインタビューやメールによる評価活動を10県(ナンガハール県、バーミヤン県、カブール県、クンドゥズ県、ゴール県、バダクシャン県、ガズニ県、バルフ県、ローガル県、ヘラート県)で行った。また、2016年6月にインド・デリーで行われたプロポーザル作成のためのToT(指導者のための研修)にACBARのトレーナー2名が参加した。 ANCBは、8県(カブール県、ナンガハール県、ガズニ県、パクティヤ県、ラグマン県、ワルダック県、ローガル県、ホースト県)で全33回の研修を実施。現地CSO職員、地元政府職員ら825人(内、女性563人)が参加した。研修期間は3日間で、研修内容は、レポート・プロポーザル作成、PCM、財務会計、コミュニケーション・スキル、インターネットの科目であった。また、研修後にはアンケート調査を行い、研修の効果などについて評価活動を行った。ToTについてはカブールでANCBのトレーナー6名を対象に2回実施した。 SWABACは2016年10月より研修を開始し、4県(ヘルモンド県、ウルズガン県、ザブール県、カンダハール県)で全12回の研修を実施した。現地CSO、地元政府職員ら293人(内、女性65人)が参加した。研修期間は5日間で、研修内容は、平和構築・紛争解決、事

	業運営、プロポーザル作成、モニタリング・評価の科目であった。 ACBAR と ANCB の研修事業について、両団体の個々の評価活動に加えアフガニスタンに現地事務所を持つ日本側連携団体(AAR、JVC)担当スタッフがモニタリングレポートを使用し、研修実施日、参加人数、参加者の特性、参加者へのインタビューを記入する形で、カブール県で1回、ナンガハール県で2回の評価活動を実施した。 (イ) CSO ネットワーク組織の事業管理・監督能力研修 本事業より、CSO ネットワーク組織(ACBAR, ANCB)の事業管理・監督能力強化の為、日本側連携団体と上記 CSO ネットワーク組織による合同審査を経て選出された現地 CSO4 団体(ADVS, DAO, BEST, ECW)の事業管理を 2016 年 5 月から 8 月にかけて実施した。日本側連携団体との協議・連携のもと、ACBAR が ADVS と DAO の事業を、ANCB が BEST と ECW の事業それぞれ管理・監督を行った。現地 CSO4 団体の事業進捗管理について、CSO ネットワーク組織(ACABR, ANCB)は、現地 CSO 団体から提出された週次/月次事業進捗報告をもとに、その結果を分析・評価した上で日本側連携団体に月次で報告した。財務管理についても、現地 CSO4 団体が作成した月次会計報告が日本側の規定・書式に準じて作成されているかを上記 CSO ネットワーク組織が証憑とともに確認した後、月次で日本側連携団体に提出された。現地 CSO4 団体の各事業は以下の通りに完了した。 (a) ADVS (Afghan Disable and Vulnerble) は、女性に対する暴力根絶法に関する普及教育活動として、東部ナンガハール県 3 郡ならびにラグマン県 2 郡で、女性に対する暴力根絶法 (Eliminate of Violence against Women Law: EVAW Law) に関する研修を全 42 回実施し、地域開発委員会(CDC)メンバー、警察官、村長、教員、青年組織メンバーら 777 人¹ (内、女性 357 人) が参加した。 (b) DAO (Development and Ability Organization) は、障がい者に関する法令への提言活動研修として、パルワン県、カピサ県、パンジール県、バフラン県、カブール県の 5 県で、障がい者に関する法令についての研修を全 7 回行い、障がい者や CDC メンバーら 246 人 (内、女性 88 人) が参加した。 (c) BEST (Basic Education and Employable Skill Training) は、新生 CSO 組織強化のための OJT (On-the-Job Training) (職場における研修) 事業として、パルワン県において 10 団体の職員を対象に PCM、プロポーザル作成、会計、モニタリング&評価等の OJT 研修を全 91 回実施し、合計 91 人 (内、女性 15 人) が参加した。 (d) ECW (Empowerment Center for Women) は、クンドウス県におけるメディア活動を通じた都市環境問題に対する啓発事業として、都市部のごみ処理の効果的な対応について、メディア関係者、地方自治体行政職員、CSO 関係者、女性・青少年 CSO 関係者、教員計 68 人を対象に研修を行った。また、環境意識
--	---

¹ 中間報告書では 808 人と記載したが、再集計をした結果 777 人ということが確認された。

	の啓発イベントを2校の高校生と教員計830人(男子生徒400人、女子生徒400人、教員30人)を対象に開催した。さらに、ラジオによる環境意識啓発キャンペーンプログラムを全5回(参加者5名)行い、また大学生40名が参加する啓発活動を実施した。 他、上記CSOネットワーク組織の事業管理能力、財務管理能力、事業評価・モニタリング能力向上等を目的として、2016年11月22日～27日の日程でACBAR、ANCBおよびSWABAC職員らを日本に招聘し、研修を実施するなど、ネットワーク間の連携向上のための活動を行った。また、アフガニスタン治安情勢の悪化による本部スタッフの同国への渡航制限により、同国ではなくインド・デリーにおいて2016年8月9日～12日の日程で、本部スタッフ、ACBAR及びANCB職員が、事業進捗・運営体制の確認、今後の進め方などについての協議を行い、遠隔運営における事業実施団体間の連携向上を図った。
(3) 達成された成果	(ア) 個々のCSO実務能力強化研修 本事業においては、申請時の研修計画では事業期間中に15県で全39回の研修(参加人数1,035人)を行う予定としていたが、現地CSOからの研修ニーズに応じ、さらに2016年10月よりSWABACが南部4県での研修を開始した結果、19県で全59回(ACBAR14回、ANCB33回、SWABAC12回)の研修を実施し、参加者合計は1,577人(内、女性742人)と、当初の予定を上回ることができた。 事業終了後に研修参加者に研修の成果についてインタビューした結果、「研修を受ける前に国際機関の保健事業の助成金に申請したもののかなり厳しいコメントと共に不受理となってしまった。しかし、今回の研修で具体的かつ実用的なプロポーザル作成の方法を学び、改めて申請をした結果、助成金を獲得することができた」、「研修でプロジェクト運営について学び、レポート作成等の実務能力が向上したことが評価され、プロジェクトアシスタントからマネージャーに昇進した」、「新しく創設されたCSO団体の代表となったが、この研修に参加したことでより効果的な事業運営の方法と、プロポーザル作成を学ぶことが出来た。今後団体内で共有したい」といった声が聞かれ、本研修がCSOの能力向上につながっていることが確認できた。 また、上記CSOネットワーク組織が研修後に実施した調査では、本研修に参加したCSOで計49団体が各種助成金に応募し、そのうち36団体が助成金を獲得していることが分かった。国連機関から助成金得たCSOは14団体、その他の国際機関や国際NGO等から助成金を得たCSOは27団体に上り(両方獲得している団体は5団体)、本事業がCSOの能力向上及び助成金獲得に大きく寄与していることが確認できた(詳細は別紙1参照)。助成金を獲得したCSOの活動分野は、保健医療、障がい者支援、薬物対策、女性支援など多岐にわたっており、CSOがアフガニスタン社会の抱える課題について市民社会レベルで取り組んでいることが伺える。 さらに、本研修の参加者合計1,577人のうち女性の参加者数は742人と約半数に上り、女性のCSO職員が積極的に参加し、能力向上に

つながっている。これは、本研修がアフガニスタン国内の CSO に広く認知され、また CSO ネットワーク組織が女性を中心とした CSO 団体に研修参加を促した結果であるといえる。

(イ) CSO ネットワーク組織の事業管理・監督能力強化研修

本研修を開始するにあたり CSO ネットワーク組織 (ACBAR、ANCB) は、現地 CSO4 団体に対して合同で事前指導を実施する等、CSO ネットワーク組織 (ACBAR、ANCB) 間の情報共有、コミュニケーションの促進に取り組んだ。また、事業進捗管理においては、モニタリング・評価オフィサーが中心となり、電話や E-mail、出張訪問を通して遠隔地域の事業管理・監督を実施し、モニタリングを通して各現地 CSO 事業の課題を発見するなど、改善に努めた。特に課題として挙げられたのは、財務管理であり、月次会計報告の作成においては、基礎的な指導を繰り返し行うことで、数値の間違い等が減少し適切な報告がされるようになった。本研修を通して CSO ネットワーク組織 (ACBAR、ANCB) 自身が、現地 CSO 団体の事業を管理・監督するノウハウを得ること出来、これは CSO ネットワーク組織 (ACBAR、ANCB) が、将来的に現地 CSO 支援のための事務局機能を持ち、日本の NGO と協議しながら、助成金を自ら獲得し、アフガニスタンの個々の CSO に対する事業助成を実施できるよう、そのための基盤づくりに寄与したといえる。

現地 CSO4 団体実施の事業によって達成された成果については、以下の通りである。

- (a) ADVS は、女性に対する暴力根絶法に関する普及教育活動として、東部ナンガハル県 3 郡ならびにラグマン県 2 郡で、女性に対する暴力根絶法 (EVAW Law) に関する研修を 42 回実施し、777 人 (内、女性 357 人) が参加した。女性参加者の中には ADVS による研修で、初めて EVAW 法について知ったという声も聞かれ、EVAW 法の周知、女性の権利についての普及に貢献したと考えられる。
- (b) DAO は、障がい者に関する法令への提言活動研修として、パルワン県、カピサ県、パンジシール県、バフラン県、カブール県の 5 県で、障がい者に関する法令についての研修を全 7 回実施し、246 人 (内、女性 88 人) が参加した。地雷で片足を失った女性参加者からは「研修に参加し、障がい者に関する法令、その改正の為の手法を学ぶことができた」といった声が聞かれ、障がい者を取り巻く環境改善のための基盤作りが行われた。
- (c) BEST は、新生 CSO 組織強化のための OJT 事業として、パルワン県において 10 団体の職員を対象に全 91 回の OJT 研修を実施し、合計 91 人 (内、女性 15 人) が参加し、PCM、プロポーザル作成等各新生 CSO のニーズに合わせた OJT 研修を行い、新生 CSO の事業実施・実務能力向上に貢献した。
- (d) ECW は、クンドウス県におけるメディア活動を通じた都市環境問題に対する啓発事業として、都市部のごみ処理の効果的な対応について、68 人を対象に研修を実施。また、環境意識向上のための啓発イベントを 2 校の高校生と教員計 830 人 (男

	子生徒 400 人、女子生徒 400 人、教員 30 人)を対象に開催した。さらに、ラジオによる環境意識啓発キャンペーンプログラムや大学生 40 名が参加する啓発活動を実施した。これらの環境意識啓発を通じて、市民参加を伴った環境問題への効果的なアプローチの周知に貢献した。
(4) 持続発展性	本事業は、ACBAR、ANCB 及び SWABAC という経験ある現地の CSO ネットワーク組織と提携しながら事業を実施しているため、事業終了後も、現地団体がオーナーシップを持って事業成果を維持していくと考えられる。特に、本事業で研修を受講した参加者らは、アフガニスタンの CSO 職員らであり、研修で学んだ成果を自らの組織運営や事業実施に活用して実践に活かすものと考えられる。 さらに、本事業はアフガニスタン市民社会の能力強化事業（第 1 フェーズ:事業期間 2013 年 3 月～2016 年 2 月）に続く第 2 フェーズの 3 年計画に基づく 1 年次の事業であり、パイロット期としてこれまでの個々の CSO の実務能力強化研修に加え新たに CSO ネットワーク組織の事業管理・監督能力強化研修に取り組んだ経験を活用し、さらに 2 年次（拡大期）、第 3 年次（定着期）として継続する予定である。